

「第10次市川市交通安全計画」の概要

※下線箇所は、9次計画から変更している事項

計画の概要
計画の位置付け
計画の期間
計画の重点事項

交通安全対策基本法に基づき、人優先を基本として、本市における陸上交通の安全に関する総合的な施策を定めたもの。
 平成28年度から平成32年度までの5力年間
「道路ネットワークの整備」や「高齢者人口の増加」など交通環境の変化、社会事情の変化、自転車利用者のルール遵守への対応が急務である中、「交通安全意識の高揚」に関する施策の充実を図るとともに、特に「高齢者」「自転車利用者」といった対象を重視した交通安全対策を推進する。

第1編 道路交通の安全
■道路交通安全の目標■
 交通事故による死傷者数をゼロにすることが究極の目標であるが、早急にこの目標を達成することは困難なことから、計画期間の抑止目標を次のとおりとする。

【目標】
 ・交通事故発生件数を平成32年までに690件/年以下にする。
 ・交通事故負傷者数を平成32年までに770人/年以下にする。
 ・交通事故死者数を平成32年までに0人/年にする。

■道路交通安全についての対策■
 <計画の重点事項>
◆重点事項1：高齢者の交通安全対策の強化
 ・交通事故に遭わせないための取り組み（歩行者の対策）
 ・交通事故を起こさせないための取り組み（運転者の対策）

◆重点項目2：自転車の安全利用対策の強化
 ・自転車事故防止対策の必要性（自転車事故の更なる削減）
 ・自転車保険の普及及び加入促進（高額賠償責任と保険）
 ・自転車運転者講習制度の周知徹底

(7つの視点)

- ①高齢者の安全確保
- ②子どもの安全確保
- ③自転車の安全確保
- ④歩行者の安全確保
- ⑤幹線道路における安全確保
- ⑥生活道路における安全確保
- ⑦地域でつくる交通安全

(5つの柱)

- ①市民一人ひとりの交通安全意識の高揚
- ②道路交通環境の整備
- ③救助・救急体制の整備
- ④被害者支援の推進
- ⑤交通事故の調査・分析

■7つの視点に基づき実施する主な事業■

【第1の視点】 高齢者の安全確保

- 高齢歩行者の交通事故防止の推進
 - ・視認性の高い服装の着用及び反射材の普及・促進
 - ・高齢者宅訪問活動、交通安全教室の開催
- 高齢運転者対策の強化
 - ・運転免許自主返納に対する優遇措置
 - ・公共交通機関の利用促進

【第2の視点】 子供の安全確保

- 子供の交通事故防止の推進
 - ・小中学校、高校における交通安全教育の推進
 - ・交通公園を活用した交通安全教育

【第3の視点】 自転車の安全確保

- 自転車安全利用の推進
 - ・自転車安全利用キャンペーン、講習会等の開催
 - ・自転車保険の普及促進

【第4の視点】 歩行者の安全確保

- 歩行者の安全確保
 - ・交通安全運動による交通事故防止の呼びかけ
 - ・交通安全教室の開催や広報活動の実施

【第5の視点】 幹線道路における安全確保

- ・交通事故多発箇所の共同現地診断
- ・歩道及び自転車走行空間の整備

【第6の視点】 生活道路における安全確保

- ・交通安全施設、まごころ道路、ゾーン30等の整備推進

【第7の視点】 地域でつくる交通安全の推進

- ・地域と協力した啓発活動
- ・「飲酒運転は絶対しない、させない、ゆるさない」環境づくり

第2編 鉄道交通の安全
■鉄道交通安全の目標■
 鉄道事故及び踏切事故ゼロを目指す

(3つの視点)

- ①重大な列車事故の未然防止
- ②利用者の関係する事故の防止
- ③それぞれの踏切の状況を勘案した効果的な対策の推進

(3つの柱)

- ①鉄道交通環境の整備
- ②鉄道の安全に関する知識の普及啓発
- ③救助・救急活動の充実

■3つの柱に基づき実施する主な事業■

【第1の柱】 鉄道交通環境の整備

- ・踏切道及び鉄道施設等の安全性の向上
- ・踏切道の立体交差化
- ・鉄道駅のバリアフリー化

【第2の柱】 鉄道の安全に関する知識の普及啓発

- ・学校、市民、運送事業者等を対象とした啓発
- ・警戒標識や路面表示等の整備